

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

### 1 改正の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項の規定により、障害者雇用率は、労働者の総数に対する対象障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも 5 年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めることとされていることから、今般、新たな障害者雇用率等を定めるもの。また、併せて障害者雇用調整金の算定のための単位調整額を引き上げることとするもの。

加えて、国及び地方公共団体における各除外率設定機関の除外率について、100 分の 10 ずつ引き下げるもの。

### 2 改正の内容

#### （1）障害者雇用率等関係

- 今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号。以下「施行令」という。）に定める障害者雇用率等について以下のとおり改める。また、令和 8 年 6 月 30 日までの間、括弧書きの率とする。
  - ・ 国等の率（法第 38 条第 1 項の率をいう。）  
現行：2.6% → 新：3.0%（2.8%）
  - ※ 都道府県等の教育委員会にあつては、  
現行：2.5% → 新：2.9%（2.7%）
  - ・ 障害者雇用率（法第 43 条第 2 項の障害者雇用率をいう。）  
現行：2.3% → 新：2.7%（2.5%）
  - ・ 特殊法人の率（法第 43 条第 6 項の障害者雇用率をいう。）  
現行：2.6% → 新：3.0%（2.8%）
  - ・ 基準雇用率  
現行：2.3% → 新：2.7%（2.5%）
- 障害者雇用調整金の算定のための単位調整額を現行の 2 万 7 千円から 2 万 9 千円に引き上げる。
- 上記の障害者雇用率の改正に併せて、身体障害者補助犬法施行令（平成 14 年政令第 298 号）第 2 条に規定する身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない旨の規定が適用される事業主を、現行 43.5 人以上の労働者を雇用し

ている事業主としているところ、37.5人（ただし、令和8年6月30日までの間は40人）以上の労働者を雇用している事業主とする。

（2）除外率設定機関の除外率関係

- 各除外率設定機関の除外率について、100分の10ずつ引き下げる。

3 根拠条項

- ・ 法附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項
- ・ 法附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する法第43条第2項及び第6項
- ・ 法附則第5条第1項の規定により読み替えて適用する法第50条第2項及び第54条第3項
- ・ 身体障害者補助犬法附則第1条の2の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項

4 施行期日等

公布日：令和5年2月下旬頃（予定）

施行期日：令和6年4月1日。ただし、2（1）の単位調整額に係る改正規定は令和5年4月1日、2（2）の改正規定は令和7年4月1日。